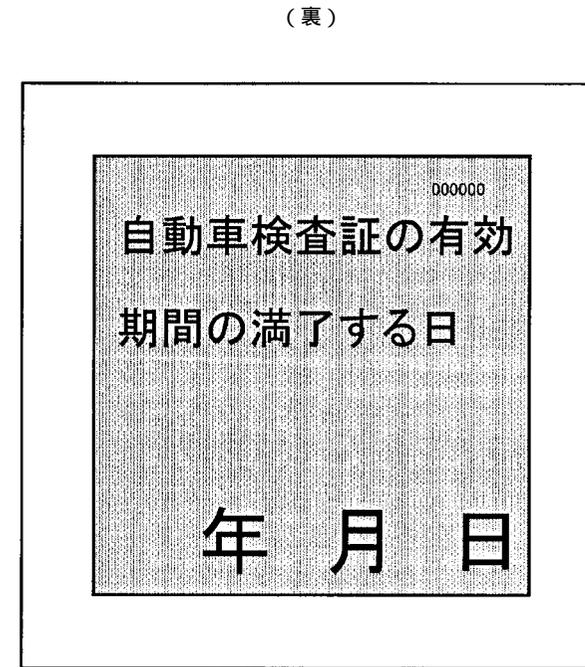
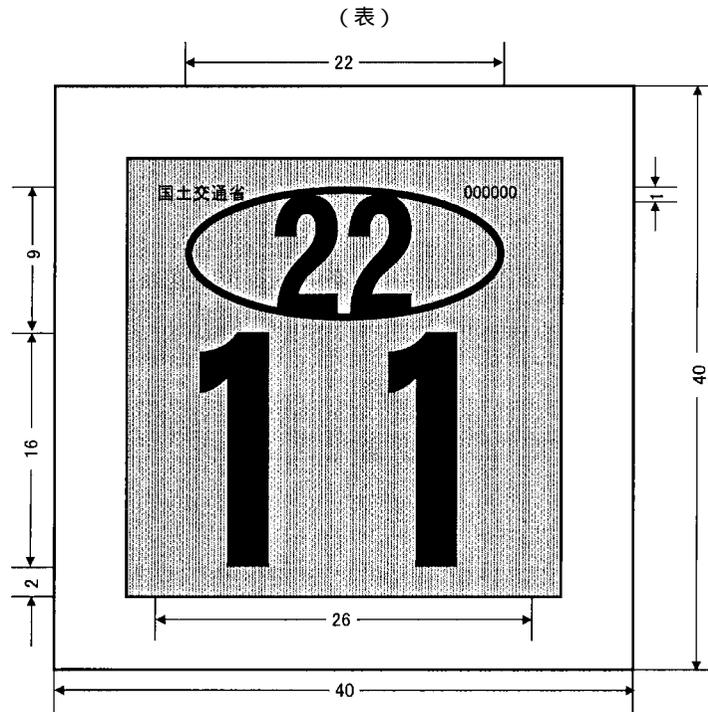


第十九号様式を次のように改める。

第十九号様式（検査標章（第四条関係））



注(1) 検査標章には、自動車の前面ガラスにはりつけるものにあつては図の(表)及び(裏)、自動車登録番号標又は車両番号標にはりつけるものにあつては図の(表)の例により、自動車検査証の

有効期間の満了する日の属する年を表す数字を黒線の楕円形内に黒字で、また自動車検査証の有効期間の満了する日の属する月を表す数字を黒字で表示すること。

(2) 「国土交通省」の文字は黒色とすること。

(3) 寸法の単位は、ミリメートルとすること。